

“重要土地規制法”

「注視区域」「特別注視区域」指定!

——「戦争する国」への地ならしがはじまった——

安倍政権下では「戦争できる国」に向かってもろもろの法律が・制度が作られた。

そして岸田政権では「安保 3 文書」「大軍拡予算」「防衛費財源確保法」「軍事産業国有化・武器輸出全面解禁法」「入管法改悪」「マイナンバー法改悪」「GX 法で原発回帰」と軍事国家・排外主義・監視国家への法律や制度が作られています。

そのような中、土地規制法の「注視区域」「特別注視区域」の 2 回目の指定(5/12)が 161 箇所。前回の 58 箇所とあわせて 219 箇所になりました。最終的には 600 箇所が指定されるということです。“戦争する国への地ならし”が着々と…

『重要土地規制法』についての学習会&報告会が院内集会で開催されました(2023 年 6/6)。

海渡弁護士は“戦争が廊下の奥に立ってみた”(渡邊)の句から話を始めました。

2012 年第 2 次安倍政権から戦争体制準備の法体系(国家安全保障会議・特定秘密保護法・安保法制・共謀罪・など)が次々と作られ、岸田政権の安保 3 文書(2022 年 12/16)でついに戦後の安全保障の大転換がなされた。中国を仮想敵国(米国の対中国包囲網戦略)にした反撃能力(敵基地攻撃能力)の保有、5 年間で 43 兆円の大軍拡の方向性が安保 3 文書で出されたのです。

“日米共同作戦計画”(2021 年 12/23 共同通信スクープ・特定秘密)が国会・民意を無視して米軍と自衛隊の間で作られていることも明らかに。

南西諸島(40 の島)の拠点からミサイルを撃って移動する移動展開は米海兵隊のEABO(遠征前方基地作戦)そのものです。第一列島線(与那国・宮古・石垣・奄美・馬毛島・鹿児島)での米国の同盟軍として軍事戦略へと大きく転換した安保 3 文書の具体化が 2023 年 1/23~6/21 の通常国会だと説明。

国会に出された法案はすべて軍事国家への大きな一歩。

「防衛財源確保法」で、防衛費 43 兆円を確保するため外為特会・財政投融资特会・病院機構など税外収入を含めてあらゆる領域の財源を防衛費に使用する。その基金として「防衛力強化資金」を創設。戦時財政そのものです。

「防衛生産基盤強化法」では武器輸出の全面解禁。軍需産業への経費も国が補填し、経営継続が困難になったら国有化し“軍産複合体”を作っていく。企業版秘密保護制度の創設。と軍事経済化です。

2021 年成立した土地規制法の注視区域・特別注視区域の二回目の指定が 5 月 12 日に行われ、161 箇所(注視区域 121 箇所・特別注視区域 40 箇所)が指定されました。鹿児島以南まさに“台湾有事”を前提とした対中国戦略のためのミサイル基地・弾薬庫を中心に川内原発・新潟空港などを指定。

法律は安全保障上の重要施設の周辺 1km の区域、国境に関する離島などでの、その機能を阻害する行為に供することを阻止するための調査・規制・命令・刑罰を規定したものの。



海渡弁護士

しかしこの土地規制法には多くの問題点があります。海渡弁護士は①外国人が重要施設周辺の土地を所有しだしているのは安全保障上問題と言っていたその“立法事実”はなく、②法律規定の“要件”があいまいであり、③刑罰規定があるのにその対象たる“機能阻害行為”がなにかはっきりしない(罪刑法定主義違反)、④しかも関係者は知りえた情報を“密告”しなければならない⑤土地収用法は軍事目的には適用できないが土地規制法では土地の“法的買取が規定”されているので実質的に軍事施設に関する土地の収容が出来るようになっている。等の問題点を指摘しました。

又、このような法律が必要な理由が昨年12/16閣議決定した安保3文書の国家安全保障戦略で明らかに。米国の対中国の軍事戦略や経済戦略の実現のため・・・と。

指定した区域の自治体に意見を聴くことになってるが「指定の是非については聞かない」「ただ線引きのあり方について聞くだけ」とのこと。国が一方的に土地規制を実施していく上での障害状況を聞きだそうとしているかのようです。

今回 161 箇所の指定は

○土地の売買契約等を事前に報告しなければならない特別注視区域に小松基地・杵岐警備所・川内駐屯地・奄美駐屯地・石垣駐屯地・宮古駐屯地・保良訓練所・与那国駐屯地など



与那国島・注視区域に指定

○注視区域:三宅島・新潟空港・種子島・徳之島・石垣島・宮古島・伊良部島・与那国島・川内原子力発電所など

九州以南のまさに対中国包囲網戦略《日米共同作戦計画》のために重要な地域がすべて指定された。“戦争する国への地ならしだ”と海渡さんは指摘・批判しました。

最後に「改憲状況」と土地規制法を取り巻く「米中対立の国際状況」についても語りました。

改憲に向けて国会内は急ピッチ。中山方式といわれている丁寧な与野党間の審議が行われるのではなく、衆議院憲法審査会では「毎週」会議を持つ異常なスピード審査(小西参議院議員が本質的問題を批判)。緊急時に対応した「参議院の緊急集会」が現憲法に規定されているのに、衆議院の任期延長といった緊急事態条項を憲法に規定すべきとの議論が展開されているとのこと。

維新の会・国民民主党・有志の会からは衆議院議員の任期延長についての緊急事態条項案が具体的に出されています(6/19)。

改憲派から出されている「自衛隊」を憲法に規定することの問題点も指摘されました。

「現に存在する自衛隊を文言として憲法に規定するだけ」と言って自衛隊の憲法規定を主張するが、憲法に書くことで自衛隊が“憲法上認定された組織”となる。「その結果防衛費の拡大も非核 3 原則の否定も軍法会議も徴兵制も規定する道を開くことになる」といった大きな問題をはらんでいるのです」と批判。

米中対立のなか日本のとるべき方向性についても状況分析をして示唆しました。

中国の米国に迫る急成長に対して2018年から先端技術のサプライチェーンから“中国はずし”をはじめて同盟国とIT 産業《半導体》覇権を目指す米国。民主主義と専制主義の価値外交で対中国包囲網を作ろうとする米国バイデン大統領。

日中経済関係は米中経済関係より大きく深いのに日本が全面的に米国の戦略に従っていいのか?日中間で戦争を起こしてはいけません。

中国の人権問題は中国の国内問題として対応すべきで「戦争だ!」と危機を煽ってはいけな

「しかし日本は経済安全保障推進法で米国の対中国経済戦略に乗っかって、中国のIT 企業を日本

の経済界から一掃しようとしている。でも実際やったら中国は怒るだろうし、禁輸で対抗してくるだろう。抗生物質も肥料の原料もストップしたら日本国民は「中国はひどい」「中国許すまじ」の怒りの声が日本国内に広まるだろう。もともと日本と米国が仕掛けた事実(2018年以降の中国はずし)は国民に知らされていないし、国民は知らない(無関心ゆえに分らない)。こんなことで戦争になったら大変です。」と日中間の懸念される状況を示しました。

だから情報をきちんと取り、中国の人々と友好関係をつくっていくべき。日中平和友好条約の理念である“覇権を求めず、互いに武力の行使をしない”の原則を実現すべく改めて「不戦の誓い」をして対話と外交で問題を解決していく道を選択すべきです。と政府・国民が歩むべき方向性を提示しました。

伊波洋一議員からは沖縄・南西諸島を中心に展開されている「戦争する国」への準備状況が語られました。

土地規制法で沖縄・南西諸島のミサイル基地・弾薬庫等が指定され島全体が注視区域になっており、そこでの日米共同軍事戦略について詳しく説明しました。



米軍は攻撃拠点(40の島々)からハイマースを中国艦に撃っては次の島へ移る。「台湾有事」には米兵5万人はグアム東側へ撤退する。第二列島線のグアムから150名ほどの海兵隊部隊が40の島からミサイルを撃って戦争を起こしていく。

このような戦い方=日本の自衛隊が戦うということが昨年(2021)の12/16の安保3文書の国家防衛戦略の中ではっきり記載されている。

米軍と自衛隊の役割については、すでに2005年の段階で米軍は日本を守る(米軍が打撃力)とは言っていない。2015年の日米安保のガイドラインでははっきりと“米軍の打撃力”の規定はなくなりました。米軍は矛ではなく、米軍が日本を守るため打撃力となるといわなくなっている。

と厳しい現実を指摘しました。

米国の軍事戦略2013年の「オフショアコントロール戦略」についても説明しました。

“米軍は戦わない” “同盟国に戦わせる” といった戦略になったと。

中国との関係で戦う同盟国とされたのが日本・韓国・フィリピンであったが韓国とフィリピンは拒否。日本のみが“戦いま〜す”と。…そして安保3文書でははっきりと戦争していく覚悟を示した。「国民の決意」をも要求し始めているのです。守るべきは「米国の秩序」なのです。

対中国で日本政府は“戦う方向”に大きく踏み出したが日本全国にミサイル基地を作れば日本全土が攻撃の標的になるのです。

米国バイデン大統領の「価値外交」「対中国包囲網戦略」にのって“軍事・経済・政治で米国と一緒に”戦う方向に歩いていったら、あと5年したら日中関係は後戻りできなくなってしまう。と警鐘を鳴らしました。

殺すな!

“ミサイルよりも外交を”

“争うよりも愛しなさい”

“戦争は絶対にダメ”

*「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 445-9144

*活動報告 HP「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」に掲載